

事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウム・議事録

【 開会挨拶 】

平成16年9月7日(火)

【司会(中村)】 皆様、お待たせいたしました。ただいまより、内閣府主催、事業再生実務家協会共催、事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウムを開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、事業再生実務家協会専務理事の中村廉平でございます。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、内閣府特命担当大臣、産業再生機構担当、金子一義様よりごあいさつをいただきます。金子大臣、よろしくお願いいたします。

【金子】 大勢の皆様方、きょうはお忙しいところをお集まりいただきまして、こうして事業再生、産業再生のシンポジウムを持たせていただくことができました。厚く御礼申し上げます。ご紹介いただきました産業再生機構担当大臣の金子一義でございます。

産業再生機構、1年と4カ月がたちました。これまで案件で23件でしょうか、そのうち買取決定19件まで活動させていただいております。私自身が申し上げるのは大変僭越でございますけれども、これまで取り扱わせていただきました活動について、後ほどご議論はあろうかと思っておりますけれども、機構はこれらの取り組みを通じまして、事業再生の新たなモデルを提示させていただくと同時に、民間だけではできない難しい案件によく取り組んできてくれたと思っております。

来年3月までに我が国の不良債権処理を半減する。小泉内閣の一丁目一番地でございますけれども、これの実現に相当資する、あるいは関係者の皆様の努力のおかげで達成が相当見込まれてきているんだと思っておりました。その達成を着実なものにするためにも、引き続き機構の持てる力を最大限に活用していくことが大事であると思っております。

一方で、機構の設置期間というのがございます。機構が債権の買取決定をできますのは、来年3月末までであります。その設立に当たって、時限つきでこの機構が設立された。もともとは機構は、事業再生については民間を主体に行っていただくことを予定している組織であります。したがって、来年3月末が近づく中で、機構後をどのように考えるか、これも課題になってきております。

機構が現在果たしている役割を一言で申し上げれば、私的再生と法的再生のすき間をつなぐ役割であると言えます。機構が事業再生を行うに当たっては、金融債権者のみに負担を求め、営業債権者への約定どおりの弁済を行うことにより、事業価値を維持するとともに、中立公平な第三者の立場から、極めて短期間で債権者間の調整を実現しております。しかし、機構後において、民間ベースで事業再生が円滑に行われるためには、このすき間を私的整理と法的整理の双方から埋めていく必要があるものと思っております。

また、我が国の事業再生市場でございますけれども、大変民間の事業再生ファンド、金融機関の

再生ファンド、大手行だけではありませんで、地方銀行、あるいは大手証券会社に至るまで事業再生に本腰を入れていただける、活発化の兆しが出ております。大変力強く思っております。ただ一方で、事業再生を手がける人材、事例、ノウハウの蓄積、事業再生に必要な資金の流入といった点では、まだまだ不十分でもあるんだろうと思っております。今後これらにつきまして、質、量の両面から充実を図っていく必要があります。

このような課題に対しまして、有効な対応を講じずに問題を放置していくということになりますと、僥越ではあります、これまでの機構の活動を通じて得られました教訓をむだにすることになってしまおうと思っております。

したがって、機構が個々の支援案件の出口、EXITに成功することに加えまして、機構という制度の出口、EXIT、これが円滑に行われるように、そのような環境を形成していくということが大切であると思っております。今般、事業再生市場の現状と今後の課題に関するシンポジウムを開催させていただきましたのは、今、私が申し上げましたような問題意識に基づくものであります。本シンポジウムにおいて、事業再生市場の現状、機構が果たしている役割等について、評価とともに、私的再生と法的再生の制度運営の改善のあり方、事業再生市場の活性化、人材育成等々、機構後に向けた諸課題について、各方面の専門家の方々にご議論いただき、広くメッセージを発していくことによりまして、今後各方面において、いろいろな取り組みが活発化することを期待し、本日のシンポジウム開催とさせていただいた次第であります。

本シンポジウム開催に当たりましては、事業再生実務家協会をはじめとしまして、多くの関係団体の方々より様々なご協力をいただきました。この場をおかりして厚く御礼申し上げ、本シンポジウムが意義ある議論の一步になりますことを心から期待いたし、ご協力いただきました皆様方に重ねて御礼申し上げます。きょうはありがとうございました。(拍手)

【司会(中村)】 金子大臣、ありがとうございました。

続きまして、事業再生実務家協会代表理事、西村ときわ法律事務所弁護士、松嶋英機よりごあいさつを申し上げます。松嶋代表理事、お願いいたします。

【松嶋】 ただいまご紹介いただきました事業再生実務家協会の松嶋でございます。本日は内閣府様と一緒に共催ということでさせていただきます。

会場に多数ご出席いただきまして、ありがとうございました。それから金子大臣はじめ講演者の方々、それからパネラーの方々には、実に超ご多忙のところを無理やりお願いいたしましてご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日のテーマにつきましてはここに書いてございますとおり、「事業再生市場の現状と今後の課題」ということですが、私も30数年、事業再生ということに関与してまいりました。この30数年を振り返ってみますと、いつの時代にも事業再生ということは必要でございましたし、事業再生手法の研究ということも必要であったというふうに思っております。

しかし、考えてみますと、今までの事業再生というのは個々の企業についてどうするか、こういうことが主な関心であったというふうに思っております。今回のテーマでございます事業再生の市場、こういう言葉はつい最近使われるようになったと感じております。事業再生市場ということで考えますと、問題は山積しているのではないかと思います。

一例を示しますと、我々弁護士立場から言いますと、私的再建手続か、法的手続かという議論がございます。これは対立する概念として使われている場合が非常に多いんでございますけれども、私の考えでは、いみじくも金子大臣からお話ございましたように、私的再建手続から法的手続に移行する、そういう例を考えますと、対立する概念というよりは、1つの流れとしてとらえていく必要があるというふうに思います。これから高木新二郎先生からもお話が多分あると思いますけれども、そのためには、我々関与する人間が、そういう意識のもとに創意工夫していかなければいけないだろうというふうに思っております。

本日は活発な議論を期待しております。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会(中村)】 松嶋代表理事のごあいさつでございました。